2018.7.27

第 192 号

THE CLINICAL PSYCHOLOGIST

日本臨床心理学会事務局 〒603-8148 京都市北区小山西花池町 1-8 (株) 土倉事務所内 Email: jde07707@nifty.com
TEL: 075-451-4844 FAX: 075-441-0436 郵便振替: 00190-8-59797 日本臨床心理学会 公式 HP http://nichirinshin.info/

日本臨床心理学会 第54回大阪大会のご案内

大会テーマ:対話と反想、オープンダイアローグとリフレクティングは、 社会的排除と差別に対してなにができるか?

ぜひ読んでいただきたい「開催に当たっての想いとアピール」

オープンダイアローグや反想法(リフレクティング)は、北欧の精神科医療保健や家族療法の中から生まれてきたものですが、それらの領域にとどまらず、対人援助全般、組織刷新・地域活性化·市民運動・紛争解決などにも活かせるものです。それは、専門家のあり方や臨床心理(学)の通念をはるかに越えて、グループワークのパラダイムをひっくり返す力を持っています。

今回の大会は、それらを少しでも感じ取ってもらうためのものです。通常の学術研究発表とは相当に違ったものになり、キレイにまとめることはしませんので、困惑も感じられるかもしれません。しかし、一人ひとりが参加してよかったと思えるような集まりにすべく、与えられた条件と限界の中で、最大の努力と工夫をします。メインテーマの《対話》と《反想》で大切にされるように、ここでも、その場ですぐに得られる「結果」よりも、むしろその後も続けられるであろう「プロセス」をもっとも重視したいと考えています。

そのために、途中で以下に載せるプログラムも変更になるかもしれないこと、当日でも最適化するために、変更や修正もあることを予めお伝えしておきたいと思います。

今回の大会の集まりでは、学会が新しく再出発するために新しい会則の提案もあります。 日 臨心の新しい展開のスタート点になることを願っています。参加する一人ひとりの方がこの 大会を通して様々な方と意味ある出会いをされることを願っています。そして、どのように学びのネットワークを広められるか、どのように集団と個人の学びを深められるか、こうしたことを一番大事にしたいと考えています。それは、参加者の謙虚さを伴った好奇心と探究心、そして 自由と試みの精神がその場で、否、それ以前から、それ以降に、どのように発揮されるか、これにかかっています。皆さんと一緒に、楽しいものにできたらと思っています。

大会実行委員長 滝野 功久

日時:2018年9月29日(土)30日(日) 場所:大阪人間科学大学 庄屋学舎 A棟

(大阪府摂津市庄屋 1-12-13)

	8 : 45 9	:00 10	:30 12	:00 12:	30 1	: 00 2	:00	5:00	6:00	7:00
9月29日				受付開始		リフレクティングとオープンダイアローグ				懇親会
					ポスタ	ターセッション 今、不登校についてあらためて考える D				
9月30日	受付開始	定期総会	ヒアリング・ヴォイシズ E			リフレクティン オープンダイアI F・G	グと 大会テーマを巡っ1 コーグ の全体会・ワーク ショップ H			

大会プログラム

9月29日(土) 12時受付開始

12 時 30 分~6 時 A~C プログラム 2 時~6 時 D プログラム

6時~7時30分 懇親会

A 反想(法) =リフレクティングとは何か?1 反想法(リフレクティング) についての解説と実習

オープンダイローグに入っている反想法(リフレクティング)の基本テクニークとその考え方の解説とグループワークによる体験学習

B 反想(法)=リフレクティングとは何か?2

ナラティヴ・アプローチは臨床心理学に何をもたらしているか? ナラティヴ・アプローチのパワー、それが揺るがしているもの、力づけているもの。 (ナラティヴ・アプローチの基本的な考え方の解説と A の振り返りも行いたい。)

C オープンダイアローグとリフレクティング そして当事者研究 1

反想法を自主的に実践しているグループワークの紹介や当事者研究にそれらがどのように活かされうるかについて、リフレクティングをその場で使いながら話し合ってみたい。話題提供者募集中

D 「今、不登校についてあらためて考える」講演 峯本耕治弁護士*との対話

「学校は子どもの成長発達権の保障のために本当に重要な子どもの居場所だから(特に、子どもを取り巻く環境がしんどくなればなるほど居場所としての重要性が増す)、子どもたちがその大切な居場所を失わずに済むように、もっと色々とできることがあるやろ!子どもをきちんと理解し、適切な対応ができれば、不登校は減らすことができるはずや! 他の選択肢を充実させる必要があるが、その前にやれることがたくさんある!」というメッセージです。

*大阪府教育委員会スクールロイヤー・SSW (スクールソーシャルワーク) 事業スーパーバイザー

9月30日(日) 8時45分受付開始

9時~10時30分 定期総会 10時30分~12時 Eプログラム 1時~5時 F~Hプログラム

E ヒアリング・ヴォイシズを巡る世界の動向とォープンダイアローグ

初めにヒアリング・ヴォイシズについて簡単な解説。次に9月にオランダ・ハーグで開催される The 10th World Hearing Voices Congress の報告。その後、オープンダイアローグとヒアリング・ヴォイシズとの共通点と相違点、相互に学び合える点など参加者とのディスカッションを行う予定です。

F オープンダイアローグとリフレクティング そして当事者研究 2

反想法を自主的に実践しているグループワークの紹介や当事者研究にそれらがどのように活かされうるかについて、リフレクティングをその場で使いながら話し合ってみたい。話題提供者募集中

G 反想法=リフレクティングの実践と思想

反想法=リフレクティングの思想的背景とオープンダイアローグの歴史的意味を巡っての全体会・ワークショップに向けての質疑・応答とミニ体験学習

H 全体会・ワークショップ

対話と反想は社会的排除と差別に何ができるか?

反想法=リフレクティングを応用しながら、 A から G までの話し合いの一部を共有しながら、全員参加のワークショップ

★その他の話題提供を募集中

話題提供に関しての問い合わせは、 至急、大会事務局 kyotoiszs@gmail.com へどうぞ

その他の問い合わせ 日本臨床心理学会事務局

〒603-8148 京都市北区小山西花池町 1-8 (株) 土倉事務所内

Email: jde07707@nifty.com

参加費

会員: 2,500 円 非会員: 3,000 円

学生/当事者: 1,500 円

懇親会: 4,000円

交通案内

新大阪駅から、JR 京都線「岸辺駅」(約 10 分)下車 徒歩 10 分 阪急京都線「正雀駅」下車 徒歩 5 分





6月公開研修会報告

当事者が語る 強制不妊手術の体験

-強制不妊手術の国家賠償請求訴訟の経過と展望

山本勝美(研修委員)

去る6月17日(日)、当学会主催の公開研修会が明治大学リバティタワーで開かれた。テーマは「強制不 妊手術」で、いま全社会的な注目を集めている。

このテーマをめぐっては、当学会は、すでに 2016 年の 6 月に研修会で大橋由香子さんに講演をお願いした。続いて同年 8 月には、明治大学で年次大会のメイン企画としてシンポジウムを開催した。 講師としては、今このテーマの主要人物となる新里宏二弁護士、立命館大学客員研究員の利光恵子さん、DPI 女性ネット代表の藤原久美子さんにお越し頂いた。

さて、この度の企画としては、何よりも強制不妊手術被害者の飯塚淳子さん(仮名)と北三郎さん(仮名)にその手術をめぐる実体験や現在までの経過と思いを語って頂き、その上で、お二人が原告として現在進行中の国家賠償請求訴訟の経過と裁判の目標について、代理人として関わっている新里仙台弁護団長および山田いずみ同弁護団事務局長のご両人に解説をしていただくことになった。なお、両弁護士には、訴訟の始まった3月に当学会としてすでに依頼してあった。

当日の参加者数は57名を数えており、集会に対する高い評価と感動的な感想文が寄せられている。 はじめに当学会の亀口会長より、当学会の70年代改革運動から今日までの臨床心理学の批判とあり方追求の報告があった。

そのあとまず、当事者の飯塚さんの小学生時代から手術へと画策した民生委員と職親による陰謀、その結果としての強制不妊手術被害体験、その後産めなくされたからだ故、今日まで繰り返されてきた結婚と離婚の悲痛な人生が、去る5月17日の仙台地裁への提訴、6月13日の第1回意見陳述書の朗読を通して伝えられた。

続く北三郎さんから次の報告があった。北さんは1957年に、優生手術を受けさせられた。当時中学生だった。結婚後、奥さんは「まだ子どもはできないのか」と周囲から問われ続け辛い思いをした。後年北さんは、奥さんが亡くなる数日前に病室で初めて打ち明け、心から謝罪された。奥さんは優しく頷いておられた。今年1月、仙台で訴訟が起こされたことを知り、苦しく切ない思いが一気に溢れ出た、優生手術によって苦しめられ続けた私の人生を返して欲しい。せめて間違った手術だった事を認めて欲しいと思う。

山田弁護士からは、冒頭で国家賠償請求とした経緯が話された。日本の裁判制度では優生保護法が憲法に違反することは明らかでも、法律が憲法に違反しているかの判断請求を求める制度にはなっていない。そのため、具体的な人権侵害の事実に対して賠償を求めるということでしか裁判を起こせないために、国家に賠償を求めるという国家賠償請求となったと説明された。

6月13日の仙台地裁での報告では、国は旧優生保護法があったという事実関係についての認否は行っていたが、違憲性については一切認否を回避していた。しかし、裁判長が「本件の重要性社会的影響を考えると、裁判所が合憲違憲の判断をする必要があると考えている。憲法判断を回避するつもりはない」と話したのは、原告側被告側双方にとって予想外だった。通常裁判所は、基本的に憲法判断はあまりしないので「憲法判断を回避するつもりはない」との裁判所の姿勢に感動した。この裁判長の発言により、国は違憲性についての認否をせざるを得なくなった。このことは、この裁判に国はちゃんと向き合いなさい、裁判所もちゃんと向き合うといった裁判所の姿勢が現れてきているといえる。立法不作為に対して国はどの様に考えるかを答える必要があるが、原告団もどの様な基準で立法不作為と言えるかの理由を今後提出する必要性が出てきた。その他人格権侵害の基準についても原告団として整理する必要が出てきた。通常の裁判は30分程度であるが、1時間にも及んだことからも裁判所がきちんと向かい合うという姿勢があることがわかった。強制不妊手術に関する電話相談は5月には38か所63件の電話があった。今後は47都道府県で対応できるようにしていきたい。

新里弁護士からは、飯塚さんや北さんが施設入所させられた背景について触れられた。当時、宮城県では一人500円を集めて障害者施設を作って行く愛の十万人県民運動があった。北海道でも同様な運動があり、この様な運動があったところが、優生保護法による強制不妊手術が多いといえる。飯塚さんの提訴に関しては、当時の手術についてのカルテは無かったが、1月に佐藤さんが裁判を起こすと、すぐに宮城県知事が「飯塚さんについては、県として強制不妊手術の該当者であると認める」と発言したことで実現した。これは皆さんの幅広い運動の結果だと思う。弁護団としては、国家賠償裁判は長期にわたるため、飯塚さんの年齢を考えると、裁判を起こさずに厚労省との交渉で決着をつけたかったが、埒が明かないので裁判に踏み切ったという経緯の説明があった。今回の裁判の展開が早いのは、毎日新聞の1面に記事が載るなどのメディアの力があったと思う。今後は、国が「当時は合法だった」で終わらせるのではなく、

「優生保護法の強制不妊手術を削除した理由が、障害者差別だということで法律を改正したのであれば、旧優生保護法そのものは障害者差別と言えるのではないか」という点にまで踏み込ませるかが課題となる。

その後フロアーとの意見交換が行われた。詳細は今秋発行予定の『臨床心理学研究』Vol.56No.1を参照されたい。